

利率, 据置期間の長いコロナ対策の融資制度の早見表(大阪府)・5/6版

北浜南法律事務所

制度主体		国		大阪府	
名称		新型コロナウイルス感染症特別貸付		新型コロナウイルス感染症対応資金	経営安定サポート資金(危機関連)
貸付の上限金額(※1)		合計6000万円		3000万円	2億円
		3000万円	3000万円		
利率	3年以内	0%	基準利率(災害)-0.9%	0%	固定1.2%
	3年経過後	基準利率(災害)		固定1.2%	
期間	据置期間	5年以内		5年以内	2年以内
	返済期間	運転資金:15年以内, 設備資金:20年以内		10年以内	10年以内
保証	保証協会の保証	不要		必要	必要
	保証料	-		0%	年0.8%
市町村長の認定証(※2)		不要		セーフティネット保証4号(※3) セーフティネット保証5号(※4) 危機関連保証(※5)	危機関連保証
担保(経営者保証を除く)		不要		?	8000万円まで:不要 8000万円以上:必要
売上減少 (制度利用に最低限必要な割合)	既存事業者	小規模:個人事業主:5%, 法人:15% 中規模事業者:20%(※6)	5%	小規模個人事業主:5% 法人, 中規模個人事業主:15%	15%
	新規事業者(※7)	○	○	○	○
貸主		日本政策金融公庫		指定の金融機関	
相談窓口		業資金相談ダイヤル:0120-154-505, (来店は予約制)		各金融機関	

※ この表は, 原則のみ記載しています。必ず詳細を各金融機関にお問合せ下さい。

は, 国または大阪府の「特別利子補給制度」を利用した場合の利率です。

※1 は, 貸付け自体も含め, 各金融機関の審査があります。

※2 は, 各市町村に書類を提出して, 認定してもらいます。

※3 は, 大阪府は指定地域なので, 売上が20%減少していれば申請可能です。

※4 は, 全ての業種が指定されているので, 売上が5%減少していれば申請が可能です。

※5 は, 新型コロナウイルス感染症が対象として指定されているので, その影響で売上が15%減少していれば申請が可能です。

※6 は, 小規模事業者とは, 小売業, 卸売業, サービス業(飲食店含む)は原則従業員5人以下, その他は20人以下の事業者であり, それ以上で一定規模以下(飲食業は従業員100人以下)は中規模事業者になります。

※7 は, ①直近1か月の売上高と, ②過去3か月分の売上高, ③令和元年12月, ④令和元年10月~12月のいずれかを比較します。

※表だけの無断転載禁止